

## 平成29年度 第11回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成29年12月6日(火) 9時00分から10時30分

2. 場 所 江北町公民館 研修室

3. 出席委員 (12人)

会 長	大串 俊實	副会長	古賀 健則
1 番委員	井上 高	2 番委員	江頭 幸典
3 番委員	澁谷 喜壽	4 番委員	岸川 満子
5 番委員	山中 康一	6 番委員	武富 直樹
7 番委員	北原 靖章	8 番委員	藤瀬 宏
9 番委員	岸川 正基	11 番委員	横町 一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について ( 4件)  
議案第1号~2号

農地法第3条の規定による許可申請について ( 1件)

議案第3号~4号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見  
について ( 2件)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積  
計画の決定について ( 9件)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	納富智浩
主事補	諸富真純

## 6. 会議の概要

- 局長 只今から平成29年度第11回総会を開会いたします。
- 局長 本日の出席委員は13名中12名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- 局長 それでは、江北町農業委員会会議規則により。議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は大串会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議長 それでは、9番岸川正基委員、11番横町委員にお願いいたします。
- 議長 なお、本日の会議書記には事務局職員の諸富主事補を指名いたします。
- 議長 それでは、日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 事務局 今月の農地法第18条第6項の規定による届出は、4件です。
- 事務局 **【報告第1号、1番から4番朗読後、説明】**
- 事務局 以上、受付番号1番から4番は、いずれも内容について議案書記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しております。以上で報告並びに説明を終わります。
- 議長 ただいまの事務局の説明について質問等のある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)

議長 それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、1議案でございます。

議案第1号は賃貸借の新規に関する件であります。

**【議案第1号朗読後、説明】**

事務局 議案第1号は、議案書にありますとおり、すべての農地を有効利用すること、機械・労働力・技術、周辺地域との関係などをみても問題なく、また農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査を結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第1号を江頭委員をお願いします。

2番委員 議案第1号は3条賃貸借新規の案件となっております。協力委員と現地調査を行いました。農地法上、新規となっておりますが以前は基盤強化法で賃貸借の設定をされており、作業自体は継続して借受人が耕作されます。以前と同じ耕作者で管理等をされておりますので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程2、議案第2号から3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号から第3号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は2議案です。

**【議案第2号から3号朗読後、説明】**

事務局 以上、議案第2号から3号は、共に立地基準・一般基準に問題ないため、許可することに支障はないと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

それでは、議案第2号から3号を岸川満子委員をお願いします。

4番委員 議案第2号は使用貸借になっております。借受人は所有者の長男で現在は、他県に在住されております。この度、自営業をされることとなり実家の隣接地に新居を構えるということです。

議案第3号は賃貸借になっております。地区説明がありました。説明会に参加された方から、パチンコ店の横しか場所はなかったのかという質問がありました。他の場所も探したが申請地しかなかった。ということでした。防音対策や園児が外へ飛び出さないように、高めのフェンスを設置予定などいろんな面で気配りをされておりますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番委員 議案第 3 号です。事業計画と議案書の対象地の面積が違いますがどうしてでしょうか。

事務局 議案書で一部の土地が入っていないのは、農地法上での対象地となっていないため入っておりません。事業計画は全体の計画を提出していただくようになりますので面積が違います。

8 番委員 近辺では聞きませんが、マスコミ等で子供たちの声がうるさいということで反対運動がおこっているそうです。説明会ではそういった心配事などの話にはならなかったのでしょうか。

4 番委員 説明会では話にはなりませんでした。というのは参加された方が、自分の子供を預けたいという方が多く、住民の方の参加が少なかったせいかそういう苦情については何も出ませんでした。

議長 それでは採決に移らせていただきますが 5 条の許可申請は 2 議案でございます。第 2 号議案から第 3 号議案を一括して採決してもよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしの意見をいただきましたので議案第 2 号から 3 号議案一括して採決いたします。議案第 2 号から 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 号から 3 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 つぎに、日程第 2、議案第 4 号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 4 号をご覧ください。

江北町長より平成 29 年 12 月 6 日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

事務局 所有権移転の計画が4件、利用権新規の案件が5件です。  
面積は所有権移転が19,356平方メートル、利用権新規が46,693平方メートルです。

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

事務局 以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 それでは、受付番号1番から5番を事務局に、受付番号6番を横町委員に、受付番号7番を江頭委員に、受付番号8番を北原委員に、受付番号9番を岸川満子委員と藤瀬委員をお願いします。

事務局 受付番号1番は所有権移転の案件です。佐賀県農業公社との買入協議しておりました。売買価格についても双方の合意を得ています。共同申請で認定農業者でありますので、何ら問題ないと思います。

受付番号2番は所有権移転です。後継者との共同申請で認定農業者になっておられます。規模拡大をしたいということでしたので、問題ないと思います。

受付番号3番は所有権移転です。相続の手続きが終わられたので売却するということでした。買入人は以前から耕作をされてある農業者で、隣接地も耕作されて畦をはずして1筆でされており、何ら問題ないと思います。

受付番号4番は所有権移転です。以前から耕作をされてある方が買受を行うということで何ら問題ないと思います。

受付番号5番は利用権新規の案件です。地区担当委員に地域内協議をしていただいて、今回の借受人に耕作をお願いするようになりました。

11番委員 受付番号6番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。大豆を作付けされており、管理等されておりましたので何ら問題ないと思います。

2 番委員 受付番号 7 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。所有者が高齢の為、離農するということで知り合いの方に頼まれておりましたが、集積について協議をしたいので先月末に行いました。集積について双方、協力をしていただけるということでした。現在は、麦を作付けされており管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。

7 番委員 受付番号 8 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。所有者が病弱で作業ができない為、自宅の隣接者をお願いをするということで、稲作から作業委託でされておりました。管理等されておりますので何ら問題ないと思います。

4 番委員 受付番号 9 番は利用権新規の案件です。協力委員と現地調査を行いました。現地調査時点では大豆の収穫後でしたが本日、確認したところ麦を作付けされておりました。管理等されておりましたので、何ら問題ないと思います。

8 番委員 受付番号 9 番です。受付番号 7 番も説明がありましたが、集積の協力をしていただけるということで、山口地区の農地を山口地区内の農業者が耕作をするようになりました。農業者の方に耕作の依頼の了承を得ております。現在は、作業準備をされており何ら問題ないと思えます。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの事務局の説明、及び地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第 4 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

10:35 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会 会 長 .....

(議事録署名委員) 9 番委員 .....

11 番委員 .....

(会議書記) 事務局職員 .....

